

(教員組織)

第5条 学部の学科(教育学部にあつては課程、応用生物科学部にあつては学科及び課程)、学環及び大学院の研究科の専攻に、教育研究上の目的を達成するための教員組織として、講座、学科目等を置く。

2 講座、学科目等に関し必要な事項は、「岐阜大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程」(令和2年規程第110号)による。

第6条から第14条の3まで 削除

第3章 学部等教育

第1節 教育組織、修業年限及び在学期間等

(教育組織、入学定員及び収容定員)

第15条 学部及び学環(以下「学部等」という。)の教育組織、入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
教育学部	校教育教員養成課程	人 220	人	人 880
	地域政策学科	50	5	210
	地域文化学科	50	5	210
地域科学部	計	100	10	420
医学部	医学科	85		510
	看護学科	80		320
	計	165		830
工学部	社会基盤工学科	68 [8]	10	292 [32]
	機械工学科	134 [4]	10	556 [16]
	化学・生命工学科	154 [4]	2	620 [16]
	電気電子・情報工学科	174 [4]	8	712 [16]
	電気電子コース	《75》		
	情報コース	《70》		
	応用物理コース	《25》		
	計	530	30	2,180
応用生物科学部	応用生命科学課程	85 [5]	5	350 [20]
	生産環境科学課程	85 [5]	5	350 [20]
	共同獣医学科	30		180
	(鳥取大学農学部共同獣医学科)	(35)		(210)
	計	200	10	880
社会システム経営学環		30		120

備考1 工学部における《 》は、コース定員を表し、学科の入学定員の内数とする。

備考2 応用生物科学部における()は、本学と共同獣医学科を設置している鳥取大学農学部共同獣医学科の入学定員及び収容定員であり、外数とする。

備考3 社会システム経営学環の入学定員及び収容定員は、工学部及び応用生物科学部の定員の内数とし、【 】は、各学科及び課程に係る内数を示す。

(修業年限)

第16条 学部等の修業年限は、4年とする。

2 医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の修業年限については、前項の規定にかかわらず、6年とする。(修業年限の通算)

第17条 科目等履修生又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第105条の規定により本学が編成した特別の課程を履修する者として本学において一定の単位を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により本学

の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて、相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で前条の修業年限に通算することができる。

2 前項の修業年限の通算は、学部等の長が行う。

(在学期間)

第18条 学部等の学生は8年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の学生は、12年を超えて在学することができない。ただし、医学部医学科の1年次及び2年次の2学年間における在学期間にあつては、4年を超えることができない。

3 第27条又は第28条の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第19条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。(学期)

第20条 学年は、次の2学期に分ける。ただし、医学部医学科については、別に定める。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第21条 本学の休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

三 創立記念日 6月1日

四 春季休業 4月1日から4月10日まで

五 夏季休業 8月1日から9月30日まで(医学部医学科第2年次から第6年次までにあつては7月10日から8月31日まで)

六 冬季休業 12月23日から翌年1月10日まで

2 学部等の長は、前項第4号から第6号までに規定する休業期間を必要に応じ変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、学部等の長又は教育推進・学生支援機構長が必要であると認めたときは、休業日であっても授業を行うことができる。

第3節 入学

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、再入学、編入学及び転入学並びに秋季入学については、第19条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い学生を入学させることができる。

(入学資格)

第23条 本学に入学することのできる者は、学校教育法その他の関係法令等の定めた入学資格に該当する者とする。

2 前項に定めるもののほか、入学資格(3年次編入学を除く。)に関し必要な事項は、別に定める。

(入学願書の提出)

第24条 本学への入学を志願する者は、第78条に規定する検定料を添え、所定の期日までに入学願書を提出しなければならない。ただし、再入学、転入学並びに秋季入学を志願する者は、各学部等の指定する期日までに、入学願書を提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、入学願書の提出に関し必要

な事項は、別に定める。

(合格者の決定及び入学手続)

第25条 学長は、入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、合格者を決定する。

2 前項の規定による合格者で本学に入学しようとする者は、第78条に規定する入学料を納付し所定の期日までに入学手続きをしなければならない。

(入学の許可)

第26条 学長は、前条第2項の規定により入学手続を経た者(第79条に規定する入学料の免除又は納付猶予の申請を行った者を含む。)に対し、入学を許可する。

(3年次編入学)

第27条 第15条の表に掲げる3年次編入学定員で編入学できる者は、学校教育法その他の関係法令等の定めた入学資格に該当する者とする。

2 前項に定めるもののほか、入学資格に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学、編入学及び転入学)

第28条 学長は、本学へ再入学、編入学又は転入学を志願する者があるときは、第15条に規定する学部等の収容定員等を勘案し、教育に支障のない場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、入学資格に関し必要な事項は、別に定める。

(既修得単位等の認定)

第29条 学部等の長は、第27条又は前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の認定を行うことができるものとする。

(準用規定)

第30条 第24条、第25条及び第26条の規定は、第27条又は第28条の規定により入学する者にこれを準用する。

第4節 教育課程及び履修方法等

(教育体系等)

第31条 本学における教育体系は、教養教育及び専門教育とし、教養教育においては教養科目(応用生物科学部共同獣医学科にあっては一般教養科目という。以下同じ。)を、専門教育においては基礎科目及び専門科目(応用生物科学部共同獣医学科にあっては専門教育科目という。)を置く。

(教育課程の編成)

第32条 学部等及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため、本学及び学部等の教育課程に関する編成及び実施の方針(カリキュラム・ポリシー)の下で必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮をしなければならない。

3 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

4 第1項から前項までに定めるもののほか、教育課程の編成に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目の開設主体)

第33条 前条に規定する授業科目のうち全学共通に履修させる教養科目(応用生物科学部共同獣医学科にあっては本学が開設する一般教養科目に限る。)は、全学共通教育

科目と称し、教育推進・学生支援機構が全学体制の下で開設する。

2 学部等において履修させる授業科目は、それぞれの学部等が開設する。

(連携開設科目)

第33条の2 前条の規定にかかわらず、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第19条の2に規定する連携開設科目を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。

(外国人留学生等に係る日本語科目等)

第34条 外国人留学生に対しては、前条に規定するもののほか、全学共通教育科目として日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の規定により開設する授業科目は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当期間、中等教育(中学校、高等学校及び中等教育学校に相当する学校における教育をいう。)を受けた者に履修させることができる。

(単位の計算方法)

第35条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項第2号及び第3号に規定する単位の計算方法について教育上特別の必要があると認められる場合は、各学部等又は教育推進・学生支援機構において、第2号の演習については15時間から30時間までの範囲で、第3号の実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で変更することができる。ただし、第3号中芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部等又は教育推進・学生支援機構において定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準は、講義時間を3倍、演習時間を1.5倍、実験及び実習時間を1倍して、合計時間が45時間の授業時間をもって1単位とする。

4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部等において単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第36条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第37条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業及び履修の方法等)

第38条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定める（平成13年文部科学省告示第51号）ところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で学生に履修させることができる。

3 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が定める（平成15年文部科学省告示第43号）ところにより、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

4 第44条から第49条までの規定により修得できる単位又は修得したものとみなす単位の合計は、60単位を超えることができない。

5 第31条から第34条及び第43条に定めるもののほか、授業科目の単位数及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

（成績評価基準の明示）

第39条 各学部等及び教育推進・学生支援機構は、学修の成果に係る評価等の基準を定め、授業細目（シラバス）に記載し、学生に対して明確に提示しなくてはならない。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第40条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（授業科目の成績）

第41条 授業科目を履修した者に対しては、原則として試験を行う。この場合、定期試験は、学期末又は学年末に行うものとする。

2 履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、研究報告、随時行う試験、出席及び学修状況等により総合判定する。

3 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、卒業研究の成績は、合格又は不合格の評語を用いることができる。

（単位又は授業科目の修得の認定）

第42条 単位又は授業科目の修得の認定は、前条に規定する授業科目の成績の判定に基づくもののほか、認定に関し必要な事項は、各学部等において別に定める。

（連携開設科目に係る単位の認定）

第42条の2 学生が履修した第33条の2に規定する連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 第60条に規定する卒業要件として修得すべき単位数のうち、前項の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、30単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、連携開設科目に関し必要な事項は、別に定める。

（履修科目の登録の上限）

第43条 各学部等は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数を定めるものとする。

（他の学部等の授業科目の履修等）

第44条 学生は、他の学部等の授業科目を履修し、又は聴講することができる。

2 前項の規定により学生が他の学部等の授業科目を履修し、又は聴講しようとするときは、当該授業科目を開設する学部等の長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定による他の学部等の授業科目の履修及びそ

の修得単位に関し必要な事項は、別に定める。

（他の大学等における授業科目の履修等）

第45条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が他大学等の授業科目を履修しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により他大学等において履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

4 他大学等において履修した期間は、本学の在学期間に算入する。

5 第1項から前項までに定めるもののほか、他大学等の授業科目の履修及びその履修した授業科目について修得した単位に関し必要な事項は、別に定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第46条 学部等の長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（平成3年文部省告示第68号）を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（留学）

第47条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学（これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学等」という。）との協議に基づき、学生を当該外国の大学等に留学させることができる。

2 第45条第2項から第4項までの規定は、学生が外国の大学等に留学する場合にこれを準用する。

3 前2項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

（外国の大学等が行う通信教育における授業科目の履修等）

第48条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生に外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させることができる。

2 第45条第2項から第4項までの規定は、学生が外国の大学等が行う通信教育における授業科目を履修する場合にこれを準用する。

3 前2項に定めるもののほか、外国の大学等が行う通信教育における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第49条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位及び同条第2項に定める特別の課程を履修する者として修得した単位を含む。）を、学部等の長は、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、学部等の長

は、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第45条第3項（第47条第2項及び第48条第2項において準用する場合を含む。）により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。
（長期にわたる教育課程の履修）

第50条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修について、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 休学、復学、転部、転学、退学及び除籍（休学）

第51条 学部等の長は、疾病その他特別の理由により引き続き3月以上修学することができない者から休学期間を定めた休学願が提出されたときは、休学を許可することができる。

- 2 学部等の長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。
（休学期間）

第52条 休学期間は、1年以内とし、当該学年末までとする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を1年以内更新することができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第18条に規定する在学期間に算入しない。
（復学）

第53条 学部等の長は、休学期間満了の者又は休学期間中にその理由が消滅した者について、その復学を許可することができる。

- 2 学部等の長は、第51条第2項の規定により休学を命じた者で、その理由が消滅した場合には、その復学を許可することができる。
（転部）

第54条 学生が他の学部等に転部しようとするときは、所属する学部等の長及び転部する学部等の長の許可を得なければならない。

- 2 第29条の規定は、前項の規定により転部する者にこれを準用する。
（転学）

第55条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。
（退学）

第56条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。
（除籍）

第57条 学長は、学部等の長の申し出により、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、これを除籍する。

- 一 死亡した者
- 二 行方不明の者
- 2 学長は、入学料の免除若しくは納付の猶予を許可され

なかった者又は半額免除を許可された者で、その納付すべき入学料を納付しない場合は、これを除籍する。

- 3 学長は、許可なく入学料（納付を猶予された場合に限る。）若しくは授業料を滞納し、又は延納期限を経過し、督促してもこれを納付しない者に対しては、除籍することができる。

（退学を命ずる場合）

第58条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、退学を命ずることができる。

- 一 第18条に規定する在学期間を超えた者
- 二 第52条第2項に規定する休学期間を超えた者
- 三 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

（その他）

第59条 第51条から前条までに関し、必要な事項は別に定める。

第6節 卒業の認定及び学士の学位授与（卒業の認定）

第60条 卒業の認定は、第16条に規定する修業年限以上在学し、別に定める授業科目を履修し、卒業要件として定める単位を修得した者について、学長が行う。

- 2 学長は、前項に規定するもののほか、学校教育法第89条に定めるところにより、学生（医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の学生を除く。）が本学に3年以上在学し、卒業の要件として定める単位を特に優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。

3 前2項に規定する卒業の認定は、学年の終わり（秋季入学した者にあつては、第16条に規定する修業年限に達する学期の終わり）に行う。ただし、学年の終わりに行う卒業の認定を受けることができなかった者については、別に定める時期に認定をうけることができるものとする。

- 4 第1項から前項までに定めるもののほか、卒業の認定に関し必要な事項は、別に定める。

（学士の学位授与）

第61条 学長は、前条の規定により卒業の認定をした者には、岐阜大学学位規則に定めるところにより、学士の学位を授与する。

第7節 教員免許状（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第62条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部等の学科又は課程において当該所要資格を取得できる課程の認定を受けた免許状の種類及び免許教科の種類は、別表のとおりとする。

第8節 賞罰（表彰）

第63条 学生として表彰に値する行為があつたときは、学長は、これを表彰する。

- 2 前項に規定する表彰に関し必要な事項は、別に定める。
（懲戒）

第64条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、これを懲戒する。

- 2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 正当の理由がなくて出席常でない者
- 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 第2項の規定による停学の期間が3月を超える場合は、第16条に規定する修業年限に算入しない。

5 懲戒に関し必要な事項は、第1項から前項までに定めるもののほか、学長が別に定める。

第4章 大学院教育

(大学院教育)

第65条 大学院に関し必要な事項は、大学院学則による。

第5章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生等(研究生)

第66条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者については、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第67条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者については、学部等の教育に支障のない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第68条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の聴講を志願する者については、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第69条 他の大学(外国の大学を含む。)等に在籍する学生で本学の授業科目について履修することを希望するものについては、当該他の大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(短期特定課題受託研修生)

第69条の2 他の大学(外国の大学を含む。)等に在籍する学生で本学において短期の研修を希望する者については、当該他の大学との協議に基づき、学長は、短期特定課題受託研修生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第70条 学長は、外国人留学生として本学に入学を志願する者については、別に定めるところにより選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定する外国人留学生については、第15条に規定する収容定員の枠外とすることができる。

(内地留学生等)

第71条 学長は、産業教育内地留学生、科学教育研究室研究生、現職教育のため任命権者の命により大学に派遣される教職員、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員、教職員支援機構研修員、受託研究員、獣医師受託研修生、外国人受託研修員及び中国医学研修生を志願する者については、その受入れを許可することができる。

(その他)

第72条 第66条から前条までに关し必要な事項は、別に定める。

第6章 学生支援

(学生支援)

第73条 本学は、学生の修学その他に関し、必要な助言指

導を行う。

(保健管理)

第74条 学生は、毎年行う定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

第75条 学生は、前条に規定する健康診断のほか、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)その他の法令に基づき、本学の指示する予防接種又はその他の検査を受けなければならない。

(学生支援施設)

第76条 本学に、学生寮、課外活動施設その他の学生支援に関する施設を置く。

(その他)

第77条 第73条から前条までに关し必要な事項は、別に定める。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料等

(検定料、入学料、授業料等の額及び収納方法)

第78条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、別に定める額を所定の期日までに納付しなければならない。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに納付の猶予)

第79条 入学料、授業料及び寄宿料については、免除又は納付猶予の申請を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、入学料、授業料及び寄宿料の免除及び納付猶予については、別に定める。

第8章 雑則

(雑則)

第80条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第62条関係)

学部	学科又は課程	免許状の種類	免許教科・領域の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭 一種免許状	
		中学校教諭 一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭 一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、情報、工業、英語
		特別支援学校教諭 一種免許状	聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
		幼稚園教諭 一種免許状	
工学部	社会基盤工学科 機械工学科 化学・生命工学科 電気電子・情報工学科 電気電子コース 情報コース	高等学校教諭 一種免許状	工業
	電気電子・情報工学科 応用物理コース		数学
応用生物科学部	応用生命科学課程 生産環境科学課程	高等学校教諭 一種免許状	理科 農業

岐阜大学学生表彰規程

平成 19 年 10 月 1 日
規程第 72 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岐阜大学学則第 63 条第 2 項及び岐阜大学大学院学則第 52 条の規定に基づき、岐阜大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し必要な事項を定める。（基準）

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- 一 在学期間中において、極めて優秀な学業成績を挙げ、高い評価を受けたもの
- 二 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げ、学界又は社会的に高い評価を受けたもの
- 三 課外活動において、特に顕著な成績を挙げ、課外活動の振興に功績があったと認められるもの
- 四 社会活動において、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの
- 五 その他前各号と同等以上の表彰に値する行為があったと認められるもの

(推薦)

第 3 条 各学部長、学環長各研究科長又は学務部長は、前条に該当すると認められるものがあったときには、学長に推薦する。

(決定)

第 4 条 学長は、前条の推薦があったときには、教育推進・学生支援機構教学委員会の議を経て、表彰を決定する。（方法及び時期）

第 5 条 学長は、表彰を決定したときには、表彰状を授与する。

2 前項の表彰状に、記念品を添えることができる。（庶務）

第 6 条 学生の表彰に関する庶務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 岐阜大学学生表彰規則(平成 16 年岐阜大学規則第 134 号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

岐阜大学学生懲戒指針

平成 27 年 3 月 20 日
学長裁定

岐阜大学（以下「本学」という。）における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

1 趣旨

この指針は、岐阜大学学則（平成 19 年岐阜大学規則第 50 号。以下「学則」という。）第 64 条に規定するもののほか、教育的指導の観点から、学生の懲戒及び嚴重注意（以下「懲戒等」という。）について必要な事項を定める。

2 懲戒等の種類の定義

一 「退学」とは、本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させることをいう。

二 「停学」とは、大学への登学を禁止することをいい、6 月以内の期限を付す有期停学及び期限を付さない無期停学からなる。

三 「訓告」とは、学生の行った行為を戒めて事後の反省を求めるため、文書により注意することをいう。

四 「嚴重注意」とは、訓告には至らない場合において、口頭又は文書により注意することをいう。

3 懲戒等の要否等の決定

学生の懲戒等に関する措置は、懲戒等対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で処分を決定するものとする。ただし、原因行為の「悪質性」、結果の「重大性」等の度合いによって懲戒等処分を加減できるものとする。

4 懲戒等の対象

一 懲戒等の目安

ア 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合は、退学又は停学相当とすることができる。

イ 事件事故の行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合は、停学又は訓告とすることができる。

ウ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合は、停学、訓告又は嚴重注意とすることができる。

二 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の判断は、加害者となる学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

三 重大性の判断

結果の「重大性」の判断は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会的に与えた影響等を勘案して判断するものとする。ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」についても考慮するものとする。

四 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒等

過去に懲戒等を受けた者が、再度懲戒等又はこれに相当する行為をした場合は、「悪質性」が高いものとみなし、重い処分を課することができるものとする。

5 懲戒等の手続き

一 事件事故の取扱い

ア 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する指導教員等は、直ちに当該学部又は学環（以下「学部等」という。）の長（以下「学部長等」という。）に連絡し、学部長等は、速やかに副学長（教育担当）に通報するとともに、事

実関係の把握に努めその状況を学長に報告するものとする。

イ 調査及び審査

- 1) 学部長等は、連絡のあった事件事故において、懲戒等について検討すべき事案が含まれていると認めたときは調査及び審査を行うものとする。調査及び審査は、学部等における教務厚生関係委員会（以下「学部等委員会」という。）で行うものとし、必要に応じて関係教員等の出席を求めることができる。
- 2) 学部等委員会は、当該事件事故に複数学部等の学生が関与している場合は、関係学部等と連携して調査及び審査を行うものとする。
- 3) 学部等委員会における事実関係の調査は、原則として当該学生からの事情聴取により行うものとする。ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合又は刑法上の身柄拘束等その他の事情により事情聴取ができない場合は、その旨を学部長等に報告するものとする。
- 4) 学部等委員会は、必要に応じて当該学生以外の者から事実関係の調査を行い、その認定にあたっては、原則として当該学生の確認を得るものとする。ただし、当該学生が異義を述べている場合であっても、当該学生以外の者からの調査内容が信用するに足るべきと判断できるときは、当該事実行為があったものと認定できるものとする。
- 5) 学部等委員会は、調査結果に基づき当該事件事故にかかる懲戒等の要否、懲戒等の種類及びその内容等について審査しなければならないものとする。
- 6) 学部等委員会は、調査及び審査結果に基づき懲戒等処分原案を作成するにあたっては、事前に当該学生に対し口頭又は文書による弁明の機会を与えるものとする。
- 7) 学部等委員会は、学部長等に調査及び審査の結果を報告するとともに懲戒等処分原案を提示するものとする。

ウ 懲戒等の申請

- 1) 学部長等は、学部等委員会の調査、審査結果及び懲戒等処分原案に基づき、学部等教授会の意見を聴いて、学長に懲戒等処分の申請を「学生の懲戒等処分案上申書」（様式1）により行うものとする。
- 2) 学長は、上申書の提出があった場合、岐阜大学運営会議において、懇談事項として意見交換を行い、判断の参考とする。
- 3) 学長は、懲戒等処分案について、全学的な調整を図る必要が生じた場合は、教学委員会に協議を命ずるものとする。

エ 懲戒等の決定

- 1) 学長は、学部長等から申請された懲戒等処分案に基づき、教育研究評議会の議を経て処分を決定するものとする。ただし、厳重注意にかかる処分については教育研究評議会の意見聴取を要しないものとする。
- 2) 懲戒処分を行う場合の執行開始日は、原則として、当該処分の決定日の翌日とする。
- 3) 学長は、懲戒処分を行う場合は、「懲戒処分書」（様式2）を作成し、学部長等から対象学生に対して交付させるものとする。ただし、交付が不可能な場合は、他の適当な方法により通知することで、交付したものとみなす。
- 4) 学長は、厳重注意の処分を行う場合は、学部長等から対象学生に対して口頭又は文書により注意させるものとする。

オ 自宅待機

学部長等は、処分が決定するまでの間、必要に応じて当該学生を自宅待機させることができるものとする。

カ 懲戒処分と自主退学

学長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の

決定前に自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

二 ハラスメントに関する取扱い

岐阜大学ハラスメント防止等に関する規程（平成20年規程第11号）第9条に基づく苦情相談において、学生間のハラスメントについて検討すべき事案であるときは、岐阜大学における学生間のハラスメントの防止に関する細則（平成20年細則第46号）に基づき調査及び審査を行うものとする。懲戒等の手続きは、原則としてこの指針5の一のア～カに準じて行うものとする。

三 試験等の不正行為に関する取扱い

試験等に係る不正行為については、全学共通教育科目の試験時における不正行為に関する申合せ又は学部等が定めた試験時における不正行為に関する規程等によるものとする。懲戒等の手続きは、原則としてこの指針5の一のア～カに準じて行うものとする。

四 停学中の措置

- ア 停学処分を受けた学生は、停学期間中、本学の実務課程の履修、試験等の受験及び課外活動への参加ができない。
- イ 停学期間が当該学生の履修手続きの期間と重複する場合には、原則として、当該学生の履修登録を認めるものとする。
- ウ 当該学生の所属する学部等は、当該学生と面談を行う等の教育的指導を行うとともに、関係機関の協力を得ながらその更生に努めるものとする。

五 無期停学の解除

- ア 学部長等は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度、生活態度及び学習意欲等を総合的に判断して、処分の解除を申請することができる。
- イ 学部長等は、学部等教授会の意見を聴いて、学長に無期停学処分解除の申請を「学生の無期停学処分解除申請書」（様式3）により行うものとする。
- ウ 学長は、教育研究評議会の議を経て、無期停学処分の解除を決定するとともに、「停学処分解除通知書」（様式4）を作成し、学部長等から対象学生に交付させるものとする。
- エ 無期停学は、6月を経過した後でなければ解除することができない。

6 懲戒等処分原案

学生の懲戒等は、別表「学生の懲戒等処分基準」に基づきガイドラインとして、処分原案を作成するものとする。

7 懲戒等に関する告示

懲戒等を実施したときは、学部等、学年、懲戒等の内容及び理由を明示し「学長告示」（様式5）として処分を行った日から1週間掲示するものとする。

8 指針の準用

岐阜大学大学院学則（平成19年岐阜大学規則第51号。以下「大学院学則」という。）第53条に規定する大学院の学生の懲戒については、この指針を準用する。

附 則

- 1 この指針は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 この指針の実施前に決定した処分については、なお従前の取扱いによるものとする。
- 3 学生懲戒指針（平成18年4月1日大学教育委員会制定）は廃止する。

附 則（令和2年4月1日）

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月16日）

この指針は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和3年6月14日）
この指針は、令和3年6月14日から実施する。
附 則（令和4年7月19日）
この指針は、令和4年7月19日から施行する。

学生の懲戒等処分基準

区分	懲戒等処分に該当する内容	懲戒等処分
交通事故	交通三悪、ひき逃げ、あて逃げによる交通事故を起こした場合	人を死亡させた場合 退学又は停学
		人を負傷させた場合 停学
		物損事故の場合 停学又は訓告
	交通三悪、ひき逃げ、あて逃げには該当しないが、相当な過失責任による交通事故を起こした場合	人を死亡させた場合 停学 人を負傷させた場合及び物損事故の場合 訓告又は嚴重注意
犯罪行為	殺人、傷害、強盗、強姦、放火、身代金誘拐などの凶悪な犯罪行為を行った場合	退学又は停学
	ハラスメントに起因する極めて悪質な（修学上の秩序を著しく乱した場合を含む。）行為又は犯罪行為を行った場合	退学、停学又は訓告
	窃盗、詐欺、恐喝、住居侵入、強要、脅迫などの悪質な犯罪行為を行った場合	退学、停学又は訓告
	賭博、過失致死、過失傷害、器物破損などの犯罪行為であって、刑法等に抵触する場合又は抵触すると思われる場合	停学、訓告又は嚴重注意
	痴漢行為、わいせつ行為、のぞき見行為、盗撮行為、その他の迷惑行為等であって、刑法、軽犯罪法、青少年保護条例、迷惑防止条例等に抵触すると思われる場合	退学、停学、訓告又は嚴重注意
	薬物犯罪（薬物の売買又はその仲介、薬物の自己使用等）を行った場合	退学又は停学
	ストーカー行為であって、ストーカー行為等の規制に関する法律に抵触する場合又は抵触すると思われる場合	停学又は訓告
	悪質な不正使用（成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等）の場合	退学又は停学
コンピュータ及びネットワークの不正使用を行った場合	その他の不正使用（著作権、特許等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等）の場合	停学又は訓告
試験等における行為	レポートにおける剽窃、カンニング、代理受験、監督者の注意等に従わないなどの不正行為を行った場合	停学又は訓告
その他行為	その他学生としての本分に反する行為	退学、停学、訓告又は嚴重注意

備考

- 「退学」、「停学」、「訓告」は、学則に基づく懲戒処分である。
- 「交通三悪」とは、飲酒運転、無免許運転、大幅な制限速度超過をいう。
- 「剽窃」とは、他人の論文、著作、レポート等の全部又は一部を写し、自分のものとして発表又は提出することを用いる。

学生・保護者等に係る個人情報の取扱い

岐阜大学では、学生の皆様から提出された個人に関する情報を含む記録については、「東海国立大学機構個人情報保護規程」及び「東海国立大学機構個人情報保護規程施行細則」等の定めに基づき、個人情報の適正な管理に努めております。学生・保護者等に係る個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

- 学生・保護者に係る個人情報は、入学試験情報及び入学手続き時に提出された情報並びに学務関係業務に必要なものとして作成又は取得した情報であり、その主な利用目的と主な情報の種類（括弧書き）は次に掲げるものです。また、業務上特に必要とする場合及び大規模災害・事故発生等の緊急時であって、本人の同意を得る作業を行うことが著しく困難であると考えられる場合は、記載以外の情報を利用することがあります。

- 学生本人との連絡、学生名簿作成等業務
（氏名、所属、学籍番号、電話番号、メールアドレス）
- 学生呼出し（掲示）
（学籍番号）
- 保護者等との連絡等業務
（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、成績、メールアドレス）
- 修学管理、成績、単位、免許、資格、証明書、学位授与等業務
（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、成績、生年月日、免許証写）
- 入学者選抜業務
（氏名、住所、電話番号、入学前成績、生年月日、出身高校、本籍）
- 入学科・授業料・寄宿料等徴収・免除及び管理等業務
（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス、成績、家族・家計状況）
- 黒野寮・国際交流会館の運営等業務
（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス）
- 奨学支援業務
（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス、成績、経済情報）
- 健康管理、健康診断、健康増進サポート等業務
（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス、健康診断情報）
- 学研災業務
（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス）
- 課外活動支援業務
（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス）
- 就職活動支援業務
（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス、成績、進路先）
- 障害学生支援業務
（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス、障害内容、支援内容）
- 図書館、電算機等利用時の利用者管理業務
（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス、写真）
- 学生行事、表彰、広報等業務

(氏名, 所属, 学籍番号, 電話番号, メールアドレス, 写真, 成績, 進路先)

①6) 在学中及び卒業後の本学刊行物の発送等業務

(氏名, 所属, 学籍番号, 住所, 電話番号, メールアドレス, 進路先)

①7) その他法令に違反しない範囲で、岐阜大学が処理する事務及び事業に関し、個人情報を取り扱う保護管理者が必要と認めた利用目的
(利用目的に係る情報)

2. 上記1. に掲げる利用目的のために、次に掲げる事項に係る個人情報を業務委託その他の必要に応じ第三者に提供することがあります。

- (1) 単位互換希望学生 単位互換に関する協定に基づく事項
- (2) 教育実習希望学生 教育実習に関する事項
- (3) 介護等体験希望学生 介護等体験に関する事項
- (4) インターンシップ希望学生 インターンシップに関する事項
- (5) 臨床実習等医学部正課の 臨床実習等実習に関する事項
実習を履修する学生
- (6) 奨学金申請学生 奨学金申請に関する事項
- (7) 博士学位授与者 学位授与の報告等に関する事項
- (8) データ入力, 帳票出力などを業務委託する場合は、委託先事業者との契約による義務付けなどにより、その第三者からの漏えい, 再提供の防止を図ります。
- (9) その他法令に基づき提供を義務付けられた場合、行政機関等の公的機関が法令の定める事務又は事業を遂行することに協力する場合、もっぱら統計の作成を目的とする場合、本人の生命, 身体, 財産その他の権利利益を保護するために緊急に必要であると判断できる場合、並びに公益にとって緊急かつ不可欠であると判断できる場合には、本人の同意を得ることなしに、第三者に個人情報を提供することがあります。
3. 岐阜大学同窓会, 後援会及び岐阜大学消費生活協同組合からの要請があった場合は、安全確保の措置を講じた上、当該組織の活動に必要な範囲で提供することがあります。
4. 上記1. の (17) に該当する個人情報の保有又は利用目的が生じた場合、その周知は、Web上への掲載, ポスター等の掲示又は文書, メール等により本人への直接通知によるもののほか、内容が本人に認知される合理的かつ適切な方法により行います。
5. 上記の利用目的の中で疑問がある場合は、学務部教務課(電話 058-293-2133) に申し出てください。

その他、主な学生に関する規則

- ◇岐阜大学全学共通教育科目に関する規程
- ◇岐阜大学学生共通規程
- ◇岐阜大学学内転部に関する規程
- ◇岐阜大学教養科目に係る「大学以外の教育施設等における学修」の単位認定に関する取扱細則
- ◇岐阜大学における入学前の既修得単位等の認定に関する取扱細則
- ◇岐阜大学における授業料の免除及び納付猶予に関する規程
- ◇岐阜大学における授業料及び入学料の免除並びに納付猶予の選考基準に関する細則
- ◇岐阜大学黒野寮細則
- ◇岐阜大学体育施設細則
- ◇岐阜大学合宿研修施設細則
- ◇岐阜大学職業紹介業務運営規程
- ◇岐阜大学における学生間のハラスメントの防止等に関する細則
- ◇岐阜大学学生会館細則
- ◇岐阜大学スチューデント・アシスタント実施要項
- ◇岐阜大学柳戸地区構内交通対策要項
- ◇岐阜大学柳戸地区構内における放置されている車両の処分に関する取扱要領
- ◇教育学部規程
- ◇地域科学部規程
- ◇医学部規程
- ◇工学部規程
- ◇応用生物科学部規程
- ◇社会システム経営学環規程
- ◇岐阜大学図書館利用細則

M e m o

学年暦 (令和6年度)

前学期

APRIL						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

1日(月)~10日(水) ▶ 春季休業
 7日(日) ▶ 入学式
 1日(月)~10日(水) ▶ 新入生関連行事
 (定期健康診断・ガイダンス等)
 11日(木) ▶ 前学期開講
 30日(火) ▶ 月曜日の授業

MAY						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

JUNE						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

5日(水) ▶ 創立記念日行事

JULY						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

18日(木) ▶ 月曜日の授業

AUGUST						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

7/31(水)~8/6(火) ▶ 補講・定期試験日
 7日(水)~ ▶ オープンキャンパス(日程未定)
 9月30日(月) ▶ 夏季休業
 *医学部医学科 2-6 年の夏季休業は、別に定める。

SEPTEMBER						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

後学期

OCTOBER						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

- 1日(火) ▶ 後学期開講
- 15日(火) ▶ 月曜日の授業
- 28日(月) ▶ 後期防災訓練(東海機構)

NOVEMBER						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

- 1日(金)～ ▶ 岐大祭
※1日(金)は講義を実施しない
- 4日(月) ▶ 月曜日の授業
- 6日(水) ▶ 月曜日の授業

DECEMBER						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

- 26日(木)～ ▶ 冬季休業
- 1月7日(火)

JANUARY						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

- 9日(木) ▶ 月曜日の授業
- 15日(水) ▶ 金曜日の授業
- 17日(金) ▶ 大学入試共通テスト準備のため
休講(予定)
- 18日(土)・19日(日) ▶ 共通テスト(予定)

FEBRUARY						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

- 2/3(月)～2/7(金) ▶ 補講・定期試験日
- 初旬～中旬 ▶ 定期健康診断
- 25日(火) ▶ 一般選抜(前期日程)

MARCH						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24/31	25	26	27	28	29

- 12日(水) ▶ 一般選抜(後期日程)
- 25日(火) ▶ 学位記授与式

令和6年度 授業時間

学 部 等 時 限	〈 教 養 教 育 〉	〈 専 門 教 育 〉
	全 学 共 通 教 育	教 育 学 部 地 域 科 学 部 医学部(看護学科) 工 学 部 応 用 生 物 科 学 部 社会システム経営学環
1 時 限	8:45 ~ 10:15	
2 時 限	10:30 ~ 12:00	
昼 休 み	(60分)	
3 時 限	13:00 ~ 14:30	
4 時 限	14:45 ~ 16:15	
5 時 限	16:30 ~ 18:00	

〈医学部医学科〉

時限 \ 学年	1 年	時限 \ 学年	2 年 ~ 4 年	時限 \ 学年	5 年 ~ 6 年
1時限	8:45 ~ 10:15	1時限	8:30 ~ 9:30	1時限	8:30 ~ 10:10
2時限	10:30 ~ 12:00	2時限	9:45 ~ 10:45	2時限	10:20 ~ 12:00
昼休み	(60分)	3時限	11:00 ~ 12:00	昼休み	(60分)
3時限	13:00 ~ 14:30	昼休み	(60分)	3時限	13:00 ~ 14:40
4時限	14:45 ~ 16:15	4時限	13:00 ~ 14:00	4時限	14:50 ~ 16:30
5時限	16:30 ~ 18:00	5時限	14:15 ~ 15:15		
		6時限	15:30 ~ 16:30		

岐阜大学愛唱歌

我等多望の春にして

鈴木栄太郎 作詞
岡野 貞一 作曲

一、我等多望の 春にして

この学園に 師を得たり
我等が行く手の 幸を知るや

我等が行く手の 誉知るや
静かに強く 準備せん

二、高嶺雲に 彩映えて

牧牛千里 友を呼ぶ
天地の荘宅 我等宿る

おお実自然児 我等こそは
我等が幸を 祝はなん

三、聖賢は教ふ 百千度

祈らんよりも 培えと
人世の礎 我等築く

おお実大御宝 我等こそは
我等が誉 誇らなん



あなたのご意見・ご提案をお寄せください。

皆さんの意見や要望を聴くため、 提案箱を設置しています。

提案された意見等は、学生の皆さんが快適な学生生活となるよう役立てます。

修学上、日常生活上、どんなことでも積極的に提案してください。

(個人情報遵守します)

提案箱は

学務部、各学部及び大学会館共用談話室に設置してあります。

回答が必要な場合は、記名してください。提案に対する回答は直接提案者にお知らせします。

また、提案に対する改善事項は、提案場所等(学務部及び各学部等)に提示します。

大規模災害が発生したら

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、未曾有の広域・激震災害となりました。さらに、近い将来「東海・東南海・南海連動地震」が危惧されており、日頃ころから防災の意識を高めておくことが重要です。大規模災害が発生した際は下記を参照し、安全を第一に考え行動してください。

地震直前

緊急地震速報が発出されたら、周りの人に知らせ、身を守る準備！
火を消す。安全な場所への避難、机の下等へ

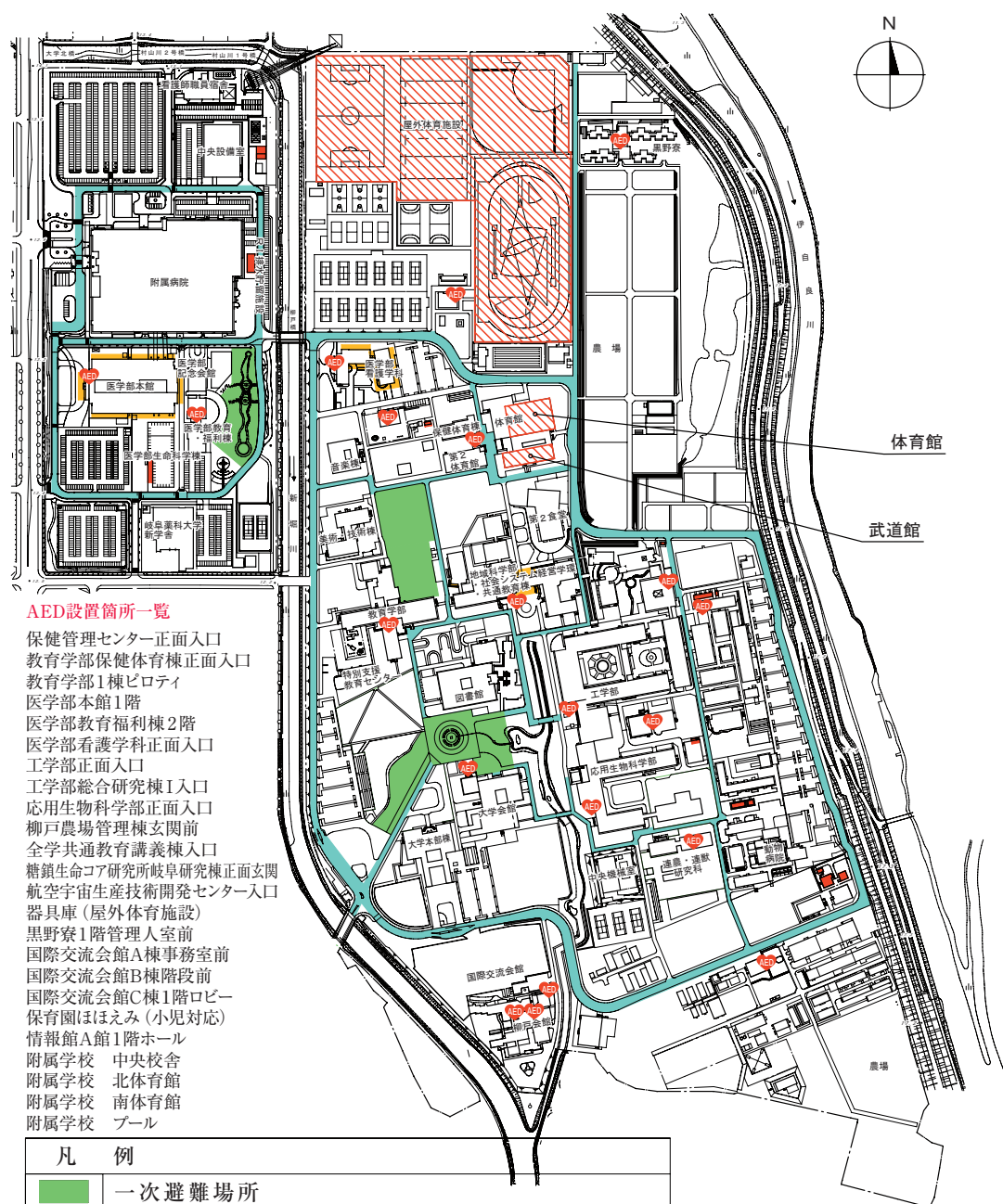
地震発生

1. 先ず、身を守る！ 書棚・キャビネットから離れる、机の下へ
2. すばやく火の始末！ ガスの元栓、コンセント、実験器具
3. 非常脱出口の確保！ ドア付近にいる者は余裕があればドアを開ける

揺れがおさまったら

1. 火元を確認！
火が出たら、落ち着いて初期消火
2. 同室員の安全を確認！
倒れた書庫等の下敷きになっている人がいないか確認し、救出活動にあたる（救助又は応援要請）。
3. 作業中の実験器具等の停止！
4. 隣接する部屋で助け合う！
他の部屋・教室などで倒れた書庫等の下敷きになっている人がいないか確認し、救出活動にあたる（救助又は応援要請）。
5. 余震に注意！
建物の状況により、余震で倒壊する恐れがないと判断されるまで、ひとまず建物外に待避するため、最寄りの一次避難場所  に避難（次ページ参照）
6. その後、対策本部の指示により、二次避難場所（体育館、武道館、屋外体育施設） へ避難（次ページ参照）

岐阜大学柳戸地区避難場所



AED設置箇所一覧

保健管理センター正面入口
 教育学部保健体育棟正面入口
 教育学部1棟ビロティ
 医学部本館1階
 医学部教育福利棟2階
 医学部看護学科正面入口
 工学部正面入口
 工学部総合研究棟I入口
 応用生物科学部正面入口
 柳戸農場管理棟玄関前
 全学共通教育講義棟入口
 糖鎖生命コア研究所岐阜研究棟正面玄関
 航空宇宙生産技術開発センター入口
 器具庫(屋外体育施設)
 黒野寮1階管理人室前
 国際交流会館A棟事務室前
 国際交流会館B棟階段前
 国際交流会館C棟1階ロビー
 保育園ほほえみ(小児対応)
 情報館A館1階ホール
 附属学校 中央校舎
 附属学校 北体育館
 附属学校 南体育館
 附属学校 プール

凡 例	
	一次避難場所
	二次避難場所(体育館・武道館・屋外体育施設)
	危険箇所(危険物, R I 等)
	要注意箇所(ガラス落下等)
	幹線避難路
	AED設置場所(附属病院内には多数設置)

本学では、危機管理の一環として、大規模地震等の自然災害発生時における安否確認を行うシステムを運用しています。

大規模地震等が発生した場合には、安否状況を確認するメールが携帯電話等に届きます。